

## 1 登下校について

- (1) 決められた通学路を通る。
- (2) 朝は7時50分から8時15分までの間に登校する。
- (3) 登校したら、校外学習以外は外に出ない。
- (4) 下校は、原則として月・水・金は15時45分、火・木曜日、15時05分までとする。
- (5) 欠席や遅刻・早退をする場合は、担任の先生に届けを出す。(又は、保護者が確実に連絡をする。)

## 2 学校生活について

- (1) 髪型は、児童本来の自然な髪型とし、染色、脱色、着毛、整髪料、パーマ、カールにしないこと。
- (2) カチューシャや髪飾りは使用しない。黒か茶、紺色のゴムやピンを使用する。
- (3) 色つきリップは使用しない。マニキュア・ペディキュア等の爪や身体への装飾をしない。
- (4) ピアス、指輪、ネックレス、ミサンガ等の装身具をつけない。
- (5) 名札をつける。(朝の会でつけて帰りの会で所定の場所に入れておく。)
- (6) 持ち物には名前を書き、自分で管理する。
- (7) ゲーム、お菓子、マンガ、装飾品、その他、学校生活に必要なものを持ってこない。
- (8) 携帯電話の校内への持ち込みは原則禁止する。
- (9) キーホルダー、ぬいぐるみ、ストラップなどをカバンや筆箱につけない。
- (10) 自由服とするが、儀式(入学式・卒業式)では、華美なデザインや大きな文字・図柄の入ったものフードつきのものを避け、儀式に合うものとする。
- (11) 学習や運動に適した動きやすい服装をし、小学生らしい身なりをする。(極端に丈の短いスカートや短パン・肩が出る服などは禁止する。)
- (12) 特に指定はないが、通学靴は、華美でなく体育の授業で使用できる運動靴とする。(ハイカットシューズ・ヒールシューズ等禁止する。)
- (13) 体育館では体育館シューズをはく。(主に体育時)
- (14) 指定体操服(半そでシャツ・長袖シャツ・ハーフパンツ)を着用。
- (15) 冬場はジャージの長ズボンを使用してもよいが、体育授業用のものを着用する。(登校時にはいたものではなく、着替えること)
- (16) 保護者からの連絡がある時は、体育の時間にジャージの長ズボン・タイツをはくことを許可する。
- (17) 冬季など寒い時期には、ウインドブレーカー・ジャンパー・手袋・マフラー・ニット帽・ネックウォーマー等を登下校に着用してもよいが、フードはかぶらない。また、授業中および校舎内では着用しない。
- (18) 校内放送は黙って聞く。
- (19) 特別教室や体育館には、担任の許可なく入らない。
- (20) 職員室や他の教室に入るときは、あいさつをし、学年名前を言い、用件を伝えてから入室する。
- (21) 廊下や階段は、走ったりふざけたりしないで、右側を歩く。廊下で遊ばない。
- (22) 特別教室には、右側を静かに並んで歩いていく。
- (23) 次の授業の準備をしてから休憩する。
- (24) 上靴で歩くところ、運動靴で歩くところを守る。
- (25) ボール遊びは、運動場とする。廊下や階段、コンクリートのところでは、手に持って移動する。
- (26) 手すりは遊びに使わない。側溝・グレーチングの上など危険なところで遊ばない。
- (27) 3階広場には入らない。

- (28) 学校の施設や道具、草花や樹木を大切にします。
- (29) 黒板、壁、建物、机、トイレ、遊具等に落書きをしません。
- (30) 学校内の施設・物品を破損した場合や落書きを発見したときは、職員室に届ける。破損後の処理については、教職員の指示に従う。場合によっては、関係機関と連絡する。弁償しなければならない場合もある。
- (31) タブレットの使用
- ①「タブレット活用のルール(別紙)」を守りタブレットを使うこと。ルールが守れない場合は使うことができない。
  - ②学校で貸し出すタブレットは、学習に関するものみに使用する。
  - ③タブレットを使用したり持ち帰ったりするときは、先生の許可をもらう。
  - ④タブレットは十分に気をつけて取り扱う。(落とさない、ぬらさない、磁石を近づけないなど)
  - ⑤画面は指や専用ペンでふれる。(鉛筆やペンなどでふれない。)
  - ⑥休み時間や放課後などに使用する場合は、先生の許可をもらい、使用する。
  - ⑦学校で貸し出したタブレットを他人に貸したり、使わせたりしない。
  - ⑧自分や他人の個人情報、絶対にインターネット上には書き込まない。また、アカウントやパスワードを教えない。
  - ⑨人を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることをGoogle classroomやSNSなどに書き込まない。
  - ⑩授業中、カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、先生の指導の下で使用する。
  - ⑪学校で貸し出すタブレットの設定を勝手に変えない。
  - ⑫学校で貸し出したタブレットが故障したり、動かなくなったりしたときはすぐに先生に知らせる。
- (32) 校外で行われる学校の教育活動(修学旅行を含む校外学習など)においてもこの規程通りとする。

### 3 校外での生活に関すること

#### 【放課後・遊び】

- (1) 午後5時のチャイムが鳴ったら、家に帰る。
- (2) 校区外に出るときは原則保護者同伴とする。(習い事などの場合保護者の許可がある。)
- (3) 児童だけでショッピングモール(大型店舗)・デパート・ゲームセンター・カラオケボックス・夜間の外出など危険が伴う場所への出入りは禁止する。
- (4) 金銭の貸し借り・物品の売買・おごり合い・かけごとなどはしない。
- (5) 火遊び・エアガンをしたり、道路や工事現場・砂防ダム・登山道で遊んだりしない。
- (6) 学校にお菓子や清涼飲料水を持ってこない。
- (7) 自転車やキックボード、ブレイブボードは、ルールやマナーを守って使用する。(できるだけヘルメットを着用する。)
- (8) 学校の用事で学校に来るときは、自転車では来ない。
- (9) 遊びで学校に来るときは、必ず自転車置き場に置く。運動場に乗り入れたり、裏門の周りに置いたりしない。
- (10) 他人の私物、公共施設、選挙ポスターなど落書きをしない。自動車を蹴ったり傷をつけたりしない。

## 特別な指導に関すること

### (特別な指導)

「社会で許さないことは、学校においても許さない。」との認識に基づき、児童が校内および校外で問題行動を起こした場合には反省をさせ、よりよい学校生活を送るために指導する。

### (問題行動への特別な指導)

(1) 問題行動とは、次のような行為をさす。

- ①法令・法規に反する行為（万引き、威圧・強要行為、建造物・器物破損、飲酒、喫煙、その他）
- ②本校の決まりなどに従わない行為（いじめ・暴言・暴力・指導無視・授業妨害・授業エスケープ、その他学校が指導を必要と判断した行為。）
- ③パソコン・タブレット・携帯電話等を用い、SNS や LINE, Instagram等上において、人を傷つけたり、障害したりする行為

(2) 特別な指導では、説諭・反省文を書かせるなど、発達段階に応じた反省指導を行う。

- ①必ず複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
- ②特別な指導は、別室にて行い、その後、担任・生徒指導主事などが、保護者連絡を行う。
- ③教室内の学習や生活が困難だと判断した場合、別室で過ごす。
- ④必要に応じて、市教委・警察・児童相談所などの諸機関と連携する。

(規程の施行) この規程は、令和6年4月1日より施行する。